

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 2
  - （仮称）白島冲着床式洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 3
- ◇ 区選挙管理委員会
- 北九州市八幡西区投票区設置についての告示の一部改正【八幡西区選挙管理委員会事務局】 5

北九州市公告第 5 2 7 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により令和 2 年北九州市公告第 3 1 5 号で縦覧に供した次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）に係る環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 鳥類に係る環境影響調査について

事業実施区域の周辺にはオオミズナギドリ等の鳥類が生息していることから、鳥類への影響について、最新の知見を踏まえ、適切に予測評価を行うこと。

2 海底ケーブルの敷設工事の影響について

海底ケーブルの敷設工事に伴う、藻場や底生生物への影響について、適切な方法で予測評価を行うこと。

## 北九州市公告第528号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により送付された、（仮称）白島沖着床式洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、同法第10条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 全般的事項

北九州市の白島は、福岡県の鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、オオミズナギドリ等の希少な鳥類の繁殖地として重要な区域である。

本事業の事業実施区域は、白島に近接していることから、周辺に生息する鳥類に影響を与える可能性がある。

そのため、風力発電設備の仕様及び配置の具体化に当たっては、現地調査結果を踏まえた上で、白島周辺に生息する鳥類への影響を可能な限り低減させるよう努めること。

### 2 鳥類に係る環境影響調査について

本事業の事業実施区域は、オオミズナギドリ等の飛翔経路になっており、飛翔高度も風車のブレードの高さと重なる可能性がある。バードストライク発生のおそれがあるため、下記の点に留意の上、鳥類の飛翔経路及び飛翔高度の把握を含めた現地調査を確実に実施し、国内外の最新の知見などを踏まえて適切に予測評価を行うこと。

(1) 夜間におけるオオミズナギドリの飛翔経路及び飛翔高度をきめ細やかに把握するため、レーダー調査の実施を検討すること。

(2) 白島におけるオオミズナギドリの繁殖状況について、現在の状況を把握すること。

(3) 白島でカンムリウミスズメが繁殖している可能性があるため、繁殖時期に白島周辺において調査を実施すること。

以上の鳥類調査を行うに当たっては、時期や手法、調査頻度等について、専門家の意見を聴きながら実施すること。

### 3 藻場について

藻場が存在する可能性があるため、事業実施区域内において、藻場の調査を実施すること。調査に当たっては、可能な範囲で水深20メートルよりも深い地点でも実施すること。

### 4 海底ケーブルの敷設工事の影響について

海底ケーブルの敷設工事に伴う、藻場や底生生物への影響について、適切な方法で予測評価を行うこと。

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第4号

北九州市八幡西区投票区設置についての告示（平成16年北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第59号）の一部を次のように改正し、令和2年8月1日から施行する。

令和2年7月28日

北九州市八幡西区選挙管理委員会  
委員長 井 関 貢

別表の第48投票区の項中

楠橋南三丁目 木屋瀬一丁目 木屋瀬二丁目 木屋瀬三丁目 木屋瀬  
四丁目 木屋瀬五丁目 大字木屋瀬 大字野面の一部

を

楠橋南三丁目 木屋瀬一丁目 木屋瀬二丁目 木屋瀬三丁目 木屋瀬  
四丁目 木屋瀬五丁目 木屋瀬東一丁目 木屋瀬東二丁目 木屋瀬東  
三丁目 木屋瀬東四丁目 大字木屋瀬 大字野面の一部

に

改める。